

平成25年第1回立科町定例議会会議録

1. 招集年月日 平成25年3月8日（金曜）

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 榎本 真弓	2番 森本 信明	3番 小宮山 正儀
4番 土屋 春江	5番 西藤 努	6番 田中 三江
7番 山浦 妙子	8番 小池美佐江	9番 箕輪 修二
10番 宮下 典幸	11番 橋本 昭	12番 滝沢寿美雄

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 小宮山和幸 副町長 森澤光則 教育長 塩沢勝巳
総務課長 笹井茂 町づくり推進課長 笹井恒翁
町民課長 羽場幸春 農林課長 中澤文雄 建設課長 荻原邦久
教育次長 笹井伸一郎 観光課長 岩下弘幸
ハートフルケアたてしな所長 佐藤繁信 会計室長 真瀬垣妙子
農業委員会会長 寺島秀勝 庶務係長 長坂徳三

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井民夫 書記 伊藤百合子

散会 午前11時05分

議長（滝沢寿美雄君） これから、本日の会議を開きます。

報告します。3番、小宮山議員、所用のため中座届、また寺島農業委員会会長が公務のため欠席届が出ています。

本日の議事日程は、お手元の配付したとおりです。

◎日程第1 議案第1号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第1 議案第1号 立科町新型インフルエンザ等対策本部条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。11番、橋本昭君。

11番（橋本 昭君） 11番、橋本です。

議案第1号の立科町新型インフルエンザ等対策本部条例制定でございますけれども、提案説明の中で町民課長からこういうご発言がありました。本部長は町長、副本部長は副町長と説明がありましたけれども、この措置法の大もと、措置法そのものでは、町長だけが本部長として定まっていますけれども、副本部長は町長が改めて任命するということで、どの幅から任命するかといたら、副町長、それから市町村の教育委員会の教育長、それから消防団長の中から選任するというふうに措置法ではなっておりますけれども、ここについて、説明ではもう既に条例上の中で副本部長は副町長という説明がありましたけれども、その辺についてちょっとご説明いただきたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君） お答えいたします。

この関係についての説明の内容で、対策本部の組織の関係について、町長が対策本部長ということを上申した中で、また副町長、それぞれ教育委員教育長、消防団長というような話をさせていただきましたけれども、説明の中で予定のことを申し上げた部分がございますけれども、この予定の裏づけといたしますれば、新型インフルエンザ等対策特別措置法の第35条の2項の中にそれがうたわれているというようなことで、それを言葉として申し上げたということをお願いしたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 11番、橋本昭君。

11番（橋本 昭君） 35条第2項には、副本部長は本部員のうちから市町村が指名するというだけであって、新たに指名しなきゃいけないということだと思います、措置法そのものはですね。今の話はそれで結構です。

それと、あとその組織の中の第2項の中の第4号、「対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。」というふうに書かれております。その「前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。」となっているわけですがけれども、措置法の第35条の第2項の第4号に、前3号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命

する者というふうに表記されておりまして、この任命する者というのは、その第2項の冒頭に、市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てるというふうになっているわけですね。その次に掲げる者の中に、副町長とか教育長、消防団長があるわけですがけれども、第4号でその3人以外に職員から町長が任命するというふうに書かれているわけですがけれども、多分準則から来ているかと思えますけれども、この第4項の、この必要な職員というのが本部員なのか何の職員なのかというのが、対策本部にいるから本部員なのかただ職員なのか、必要な職員は本部員になるのか、この条例では何かはっきりしないんじゃないかなというふうに私は考えるわけですがけれども、準則ですから、多分それを素直に書いたと思えますけれども、その辺については私は疑問に思えますけれども、その辺についてはもう職員だということで、必要な職員は本部員であるというふうに解釈できるということでこういう条例にしたのか、そこだけを確認させていただきたいと思えます。

議長（滝沢寿美雄君）羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君）ご指摘の部分については、認識とすれば、職員ということにつきましては本部員というふうに理解した中で提案させていただいたということでございます。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第2 議案第2号

議長（滝沢寿美雄君）日程第2 議案第2号 立科町町道の構造の技術的基準等に関する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第3 議案第3号

議長（滝沢寿美雄君）日程第3 議案第3号 立科町デイ・サービスセンターの設置及び管理に関する条例等を廃止する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第4 議案第4号

議長（滝沢寿美雄君）日程第4 議案第4号 立科町課等設置条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります

◎日程第5 議案第5号

議長（滝沢寿美雄君）日程第5 議案第5号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります

◎日程第6 議案第6号

議長（滝沢寿美雄君）日程第6 議案第6号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。1番、榎本真弓君。

1番（榎本真弓君）1番、榎本です。

この条例、減額の条例ですが、昨年につき、私は2回目の条例改正を見ましたが、本年度の目的、この減額の目的は何か、教えていただけますか。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）お答えします。

ここにござしてありますように、諸般の事情ということで、ご理解をお願いをいたします。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります

◎日程第7 議案第7号

議長（滝沢寿美雄君）日程第7 議案第7号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第8 議案第8号

議長（滝沢寿美雄君）日程第8 議案第8号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第9 議案第9号

議長（滝沢寿美雄君）日程第9 議案第9号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条

例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第10 議案第10号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第10 議案第10号 立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第11 議案第11号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第11 議案第11号 立科町生活排水共同処理施設条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第12 議案第12号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第12 議案第12号 立科町生活排水共同処理施設事業費分担金徴収条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第13 議案第13号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第13 議案第13号 立科町子育て支援住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。11番、橋本昭君。

11番（橋本 昭君） 11番、橋本です。

今回の改正の中で、第5条第1項第3号の改正をしたわけですが、以前は住宅に困窮しているというのが第3号でありましたけれども、今度、このたび、「子育て生活環境に困窮していること」と、非常に難しい表現がされているわけですが、どういうことを想定してこういう形に変えられたのか、その辺のご説明をいただきたいということと、「第9条第2項の次に2項を加える。」ということで、それも第2項を加えた第4項の部分について、「30日以内に入居しなければならない」という義務規定を設けたわけですが、30日以内に入らなかった場合はどういう対応をするのかと、この2点についてお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 荻原建設課長。

建設課長（荻原邦久君） それでは、ご説明いたします。

「子育て生活環境に困窮していること」ということに改正した理由でございますけれども、現在サンコーポ芦田宿南、芦田宿というような子育て支援住宅を建てて、皆さんに入っているわけですが、この状況を見ますと、現在の住宅に困窮しているという部分とちょっとニュアンスが変わっているといえますか、実際には世帯分離という部分があるわけでございます。両親あるいは子供さんと生活する中で、やはり子供さんが大きくなれば部屋も足りなくなったり、いろんな部分で一緒に生活するというのが難しいなという部分が考えられます。そういう部分を支援していくのも、やはり子育て支援住宅の部分じゃないかということで、子供が、手狭になれば世帯分離をして、何か住むところを探していく、それを立科町町外に探す場合もあるわけですね。そういう人たちを町内で支援していくということで、子供の成長につれて、その子育て支援というものの環境が変わってくるわけです。その環境を支援するのが子育て支援住宅ということで、あえて「子育て生活環境に困窮している」という言葉を使わせていただきました。

それから、30日ということですが、今までこの規定がなかったわけです。それで、この規定がなければ、じゃ幾日でもいいのかということ、これはやはりまずいということで、即座に入居を済ませていただくということの目安で、30日ということを決めさせていただきました。これは、子供さんの学校の関係やら、いろいろありますから、あえて一月ぐらいという考え方の中で、30日という設定をさせていただきました。

この30日を超えてしまう者に対してはどうかということですが、その方につきましては、何としてもその入居期間に入らせていただくということでお願いはしていきたいと思っておりますが、それでもだめな場合は不正行為というような形になっていって、退去の勧告をしなくちゃいけないかなという部分も発生するかと思っておりますが、そういうことでお願いしていきたいと思っております。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第14 議案第14号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第14 議案第14号 立科町保育所条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第15 議案第15号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第15 議案第15号 平成25年度立科町一般会計予算についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第 16 議案第 16 号

議長（滝沢寿美雄君）日程第 16 議案第 16 号 平成 25 年度立科町国民健康保険特別会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第 17 議案第 17 号

議長（滝沢寿美雄君）日程第 17 議案第 17 号 平成 25 年度立科町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります

◎日程第 18 議案第 18 号

議長（滝沢寿美雄君）日程第 18 議案第 18 号 平成 25 年度立科町介護保険特別会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります

◎日程第 19 議案第 19 号

議長（滝沢寿美雄君）日程第 19 議案第 19 号 平成 25 年度ハートフルケアたてしな事業会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります

◎日程第 20 議案第 20 号

議長（滝沢寿美雄君）日程第 20 議案第 20 号 平成 25 年度立科町住宅改修資金特別会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります

◎日程第 21 議案第 21 号

議長（滝沢寿美雄君）日程第 21 議案第 21 号 平成 25 年度立科町下水道事業特別会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります

◎日程第 22 議案第 22 号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第 22 議案第 22 号 平成 25 年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります

◎日程第 23 議案第 23 号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第 23 議案第 23 号 平成 25 年度立科町水道事業会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります

◎日程第 24 議案第 24 号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第 24 議案第 24 号 平成 25 年度立科町索道事業特別会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります

◎日程第 25 議案第 25 号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第 25 議案第 25 号 平成 24 年度立科町一般会計補正予算（第 5 号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。11 番、橋本昭君。

11 番（橋本 昭君） 町づくり推進課の中で、18 ページ、一般職給与 104 万 1,000 円の減額の補正が出ております。提案説明では、再任用職員の格づけの誤りというふうにご説明がございましたけれども、これは再任用の温泉館支配人の給与というふうにご説明しておりますけれども、第 2 回の定例会の一般会計補正で、本職員、再任用の職員の補正予算で減額をされました。当初より減額されて、そのときの考え方は、標準的職務が規定されているわけですから、主査の 2 級の扱いで減額補正をされていると。そのときには、4 月 1 日から勤務されているわけですから、当然、再任用の契約をしていると思いますけれども、そのときの契約は主査という扱いという形で契約をされているというふうにご説明がございました。それが、今度この 3 月、大分経過した 3 月に、今回それを 1 つ飛ばしまして、4 級の係長主幹の格づけに改める。これは改めるのか間違っていたのか、その辺はちょっと微妙なところがありますけれども。

ただ、温泉館係長は、今の町づくり推進課の課長が係長として、職制上、4 月 1 日付けで発令されていると。ここの係長ということが誤りだったということならば、6 月の定例会、9 月の定

例会等々、また12月の定例会においても係長としての委員会等々に出席すべきだろうと、係長であるならば。肩書は支配人ですけれども、職務給的に係長ということに適格にするならばそうあるべきだろうと思いますけれども、なぜこういう形になったのか、これは副町長のほうにお話をいただきたいと思いますけれども。

議長（滝沢寿美雄君） 森澤副町長。

副町長（森澤光則君） それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

この件につきましては、24年度初め等に再任用職員を雇用したという中で、これは採用の段階のときに、私の思いの中で、職員にできるだけ安く働いてもらえれば町にとってもプラスだなと、こんなような話を実はしておりまして、その中で私、担当のほうに、1級とか2級で使えればいいなと、こんな話を申し上げておりました。私の中では、支配人でございますので、4級という思いがあったわけでございますけれども、私も職員のほうへ再確認をしないで、4級だろうなと思っておりましたところ、ずっと年明けまで2級であることに気がつきまして、それで直させていただいたということで、私と職員とのコミュニケーションがうまくとれていなかったなということで、私なりに反省をしているところでございます。

職務については、4級の職務を行っていただいておりますので、今回見直させていただいたということでございます。よろしく願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 11番、橋本昭君。

11番（橋本 昭君） 事情は分かりました。それならば、副町長の心の中では4級だろうと、それで係長の仕事をされているということですね。職務としては、支配人という肩書をされている。だけれども、職制上は、今、表では、町づくり推進課の課長が係長になっていますね。この係長と支配人との職務の、その重さですね。例えば、私が先ほど言いましたように、委員会等々で説明すべき職務であろうと、なぜそれを出させてないのかということですね。

議長（滝沢寿美雄君） 森澤副町長。

副町長（森澤光則君） 出させていなかったということではなくて、私も、係長さんということを出ているのかなという感覚、あるいは給与を支給していくときに、当然決裁が回ってくるわけでございます。そのときに私がよく中をチェックしておればこういうことにならなかったんですけども、私が押したときに、もう頭の中で4級だろうなということで見過ごしてしまったということございまして、本人のほうにも、実は本人に対しても、できるだけ安く使いたいわななんていう話をしておった中で、本人も町のためにできるだけ安い給料でいいわなという思いの中で来てしまったのかなと、こんなふうにいるところございまして、今後、よく決裁の際にチェックしていかなければいけないわなと思っているところでございます。

ですので、今後においては、改めて私のほうからも係長職としての、その出席のところについては、出てほしいということをお願いをさせていただきます。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はございませんか。9番、箕輪修二君。

9番（箕輪修二君） 30ページで、防犯灯設置工事費で1,139万7,000円、これは説明で、LEDが切り替えで変更になって云々とありましたけれども、なぜ切り替えたのか、どういう理由でと、また

どこがというようなことで、ちょっとご説明願いたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井総務課長。

総務課長（笹井 茂君） 30 ページの防犯灯の工事の関係ですよね。防犯灯の設置工事につきましては、3カ年計画で町内の地域の防犯灯の蛍光灯のものを、すべてLEDに切り替えるということで、3年計画で行ってまいりました。年次計画でやってきたわけですが、一応24年度の1月でもって完了ということになりました。

実際、地域の部落長さん、区長さん等との連絡の中で、数の拾い出し、それから位置の確認などをしてやってまいりました。やってみましたところ、非常にずれが生じた部分もございます。防犯灯があるのに、正式な手続がなされていないようなものもありました。それから、中には水銀灯のようなものもまだあります。そういったものについては、まだそのまま残っておりまして、基本的には昔の丸い球電球から蛍光灯になりまして、その蛍光灯の部分をLEDに変えたということが一番のもとになっております。

本数も、今度は蓼科地区の部分も24年度から含めましたので、工事の範囲の中でそれらも含めましたので、数敵には増えましたが、今度はきちんと台帳も整備ができましたので、それに基づいてこれからは維持管理はすると。

なお、LEDの特徴といたしましては、電気料的なものは定額ですので、もともと防犯灯の電気料は安かったんですが、多少それから落ちるぐらいでございまして、あとは維持費が非常に落ちてくるんじゃないかと。落ちてくるといいますか、減額になるんじゃないかなということで、今後の財政面でも期待をしているところでございます。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はございませんか。4番、土屋春江君。

4番（土屋春江君） 30 ページの教育費に関してですけれども、蓼科高校通学車両運行補助150万、当初400万のような気がしたんですけれども、その150万の理由をお聞きいたします。

そして、次の31ページ、9款教育費の中の中学校費で、教材備品購入費として、聴力検査器具オージオメータ、これは教材備品としてと書いてあるんですけれども、これは保健のほうで使うのかどうかというふうに私はちょっと思ったんですけれども、教材としてどういうふうにか、お聞きいたします。

議長（滝沢寿美雄君） 笹井教育次長。

教育次長（笹井伸一郎君） 蓼科高校の通学車両の関係ですけれども、議員さんおっしゃられますように、当初420万でございました。ある程度、その段階では利用者の数も、当然見込みながら出している数字なわけですけれども、その利用が、今年から小諸から出した関係がございまして。そんな中で、小諸の関係が、利用者が若干見込みより少なかったという中で、かかる経費について増額をお願いしたいというものでございます。

それから、教材備品という形で、教材で使うのかということですが、そういうことではありません。聴力の検査というもので使うわけですが、従来から教材の備品の購入という項目の中で買ってきているというような経過がございまして、こういう形にさせていただきますし

た。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はございませんか。11番、橋本昭君。

11番（橋本 昭君）11番、橋本です。

今の土屋議員の質問と同じ内容でございますけれども、今、蓼科高校の通学車両ですけれども、見込みより少なかったというお話でございますけれども、当初見込んだ人数と実際使っている人数はどういうふうに変ったかということをご説明いただきたいということが1点ですね。

これは教育委員会のほうですけれども、あともう1点、28ページの住宅費、これは所管の事項でございますけれども、町営住宅の調査委託料50万円減額というふうに、今度補正をされました。これは、当初女神湖町営住宅についての調査ということで、50万円の計上がされているわけですけれども、調査が未執行ということで減額になったということで、これは理事者のほうにお伺いしたいと思いますけれども、3カ年の実施計画を見ましても、女神湖町営住宅の計画が消えてしまったというふうに、3カ年実施計画の中に入っておりません。では、今後どのような計画をされているのか、理事者側のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

議長（滝沢寿美雄君）笹井教育次長。

教育次長（笹井伸一郎君）現在使っている生徒さんにつきましては、田中駅からのバスにつきましては48人、それから小諸駅からは15人ということをちょっと聞いております。

実は、この数字も含めまして、当初予算でどの程度を見込んだかという部分につきまして、ちょっと今すぐ確認ができませんので、また確認をしてご報告をさせていただきたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）これは、今回、調査をするということで、したいということで予算を上げさせていただきましたけれども、地域の皆様方とのいろんなすり合わせをする中で、なかなか調査に進めない状況があるなということで、今回の補正では減額をさせていただきました。

それから、次に、次回ということはないですが、これからのことですけれども、それについて、もう一度地域の皆さんとのいろんな協議を重ねた上で、改めて考えていきたいというふうに思っています。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はございませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第26 議案第26号

議長（滝沢寿美雄君）日程第26 議案第26号 平成24年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第 27 議案第 27 号

議長（滝沢寿美雄君）日程第 27 議案第 27 号 平成 24 年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第 28 議案第 28 号

議長（滝沢寿美雄君）日程第 28 議案第 28 号 平成 24 年度立科町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第 29 議案第 29 号

議長（滝沢寿美雄君）日程第 29 議案第 29 号 平成 24 年度ハートフルケアたてしな事業会計補正予算（第 5 号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。
11 番、橋本昭君。

11 番（橋本 昭君）11 番、橋本です。

退職報償金を含めまして、4,257 万の増額、負担金も含めまして、4,257 万ですか、福祉法人への職員の異動状況について、スムーズにいつているのかどうか、それについてお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君）佐藤ハートフルケアたてしな所長。

ハートフルケアたてしな所長（佐藤繁信君）お答えします。

まず、社会福祉法人への職員の移行の関係でございますが、先ほど来から社会福祉法人の設立が内々オーケーだろうということの中で、職員さんに応募をしていただきました。全職員さんが全部変わるわけでございますので、応募をしていただき、9 割の皆様方から継続をしていただけるというふうに申し込みをいただきました。そんな状況でございます。

議長（滝沢寿美雄君）ほかに質疑はございませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第 30 議案第 30 号

議長（滝沢寿美雄君）日程第 30 議案第 30 号 平成 24 年度立科町住宅改修資金特別会計補正予算（第 1 号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第31 議案第31号

議長（滝沢寿美雄君）日程第31 議案第31号 平成24年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第32 議案第32号

議長（滝沢寿美雄君）日程第32 議案第32号 平成24年度立科町水道事業会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第33 議案第33号

議長（滝沢寿美雄君）日程第33 議案第33号 平成24年度立科町索道事業特別会計補正予算（第4号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。11番、橋本昭君。

11番（橋本 昭君）11番、橋本です。

所管の関係でございますけれども、非常に索道事業、厳しい状況の中で、突発的な事故ということでの今回の補正でございますけれども、総額388万2,000円ですか、3,800円で、リフト券で割れば、1,000人の入場減に匹敵するものであるというふうに考えられるわけですが、この事故が起こった、なぜ起こったのかという検証をされたのか、それについてお伺いいたします。

議長（滝沢寿美雄君）岩下観光課長。

観光課長（岩下弘幸君）この落雷につきましては、8月17日ということで、当然通電はされていませんでした。通電というのは、冬のスキーシーズンに合わせて通電をすると、これは11月になりますかね。通電をしてみたところ、落雷の直撃を受けていた。話を聞きましたら、ルミエールさんのキュービクルが雷の落雷によって故障があるという話の中で、じゃ索道事業はどうだといったら、もう先にキュービクル直撃、それからA線の、一番高いリフトですけれども、その上のカラマツにも直撃があつて影響が出ているということ。逐次、いろんな通電をしながら、運転ができるような準備をしていきました。その中で、スノーマシンの池にありますポンプについてもそうだと。だから、直撃の場所が数カ所あったというようなことですかね。

この保険につきまして、実は役場のほうで保険を掛けているという考え方でいたんですけれども、建物については保険がかかっていましたが、中にある機具については、大変高額なもんですから、それについては保険がかかっていませんでした。

この修理費については、索道事業の中で補てんをしていくということになるわけですが、この対応というようなことの中で、信州電気さんと、それから中部電気保安協会、こちらの関係

でどんな対処の方法があるかなという話をさせていただきました。キュービクルからすべて電気の線を抜くというような方法も考えられるかなと。しかしながら、直撃の場合は無理だろうなということでした。避雷針とかという話もありましたけれども、とてもそんなレベルではないということで、今回の形になったわけですが、どうもお聞きしたときに、八子ヶ峰、横に雷が走ったようです。それと直撃があったということで、こんなことになっちゃったわけですが、中身はそういうことです。急遽、冬に備えての準備をしていきました。

発券機のコンピュータにつきましては、今お借りをしているという状況の中で、2 i n 1については、3台ですか、お借りをして、今営業をしているという状況でございます。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 11番、橋本昭君。

11番（橋本 昭君） 11番、橋本です。

直撃ということですから、これはどうにも対応のできないことだと思います。保険も非常に高いということもあります。

ただ、発券機がありますね。多分、屋内にあったと思います。発券機に、これは夏場ですね、使用しておりませんよね。コンセントを抜いておけばいいわけですよ。そういう配慮も、やはり今後、検証の中で、この発券機52万2,000円についてはコンセントを抜いておけば防げたのではないだろうかなと、そこに直撃しているわけじゃないと思いますから、その辺だけもう一度。

議長（滝沢寿美雄君） 岩下観光課長。

観光課長（岩下弘幸君） 発券機につきましては、白樺高原、うちの事務所まで電話回線でつながっています。それが、最終的に電話回線のほうも壊れちゃっていたということの中で、それについては今後は外しておくかという話になっていますけれども、一応電話回線でつながっていた状況の中にあつたということでございます。電話回線につきましては、なかなか、夏場の時期についても修理の関係がありますので、それについては入れていたということですので、その対応については考えていきたいと思っています。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はありませんか。10番、宮下典幸君。

10番（宮下典幸君） 2ページの検討委員会についてでございますけれども、昨日一般質問で、この検討委員会について質問があつたかと思っておりますけれども、このメンバーと任期とをちょっとお知らせいただきたいと思っております。

議長（滝沢寿美雄君） 岩下観光課長。

観光課長（岩下弘幸君） 今、ここにメモを持っていませんが、覚えている範囲で、16名に委嘱をいたしました。16名については、今委員長さんが長野大学の三田先生です。それから、副委員長は議長さんで、長野経済研究所の主任研究員さん、それから議員さんは委員長さんと、それから橋本議員さんと榎本議員さん、そこへ副町長、それから両方の観光協会の協会長さん、それと白樺高原については事務局長さん、それから蓼科区長、それからスキークラブの会長、柳沢さんですが、それと地元のスキーヤー、利用されている方、高尾さんと加藤さん、直接携わっています池の平ホテルの社長、それからエルウェーブの丸茂社長さんで16名だと思います。

それから、一応考え方の中では、3月までということでしたわけですが、話の中で、最初の会議から、いろんな意見が、大変広範囲の中で意見をいただきました。諮問をしましたので、その趣旨については、踏襲をしてやっていくという根本的な考え方の中ではやってはいますが、一応その後、多分答申があるかもしれませんが、もっとほかの意見が出されてきていますので、その集約については、今度3月22日に会議がありますので、その中で一応取りまとめた中で、今後もあり得るのかなという考え方です。そんな形で進んでいるところです。

一応3月と言いましたけれども、任期はそういう言い方ではございませんので、一応答申をいただいた時点で、この検討委員会は終了するという考え方にはしているわけですが、今言ったように、いろんな意見が出てきますと、それについての対応も、当然、せっかくの意見ですので、考えていきたいと、そんなふうに考えています。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君）10番、宮下典幸君。

10番（宮下典幸君）内容はわかったわけですが、今のメンバーを見ますと、索道経営改善検討委員会ですか、そういうことですが、これは、やはり、町長も言われておりますけれども、大変厳しい状況が続いているという中でも、町長もよく町民的な議論が必要だということをおっしゃっております。そのメンバーの中では、例えば里の皆さんが入っていないという状況ですね。今、入っているのは、委員長と議長ぐらいということですが、その点、検討委員会にはそういう皆さんが入ってなくても、私は入って議論して、その中へいろんな意見を、せっかくいろいろ出ているというような状況のようでございますので、そういう皆さんも含めて検討委員会を進めていったらどうかと、こんなふうに私は思うわけですが、その点、町長にちょっとお聞きをいたしたいと思っております。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

町長（小宮山和幸君）今、メンバーの中には、お二人、入っておりますですね。里のほうからは、加藤さんと高尾さんという、古町と上房の方が代表で入っております。

議長（滝沢寿美雄君）10番、宮下典幸君。

10番（宮下典幸君）高尾さんと加藤さん、それぞれ、加藤さんについても、前民生委員をやった方ですよ。高尾さんも山へ行っているということで、それは精通している方だと思いますけれども、私の言いたいのは、例えばPTAとか、各学校、小・中・高、それと各学校の校長とか、または教頭、また蓼高の関係、そういう皆さんも含めて議論したほうが効率的な議論ができるんじゃないかということを言っているわけでございますので、今、加藤さんについても、そのもう1人の方も、ほとんど山へ行っているから状況を知っているということですが、やはり心配しているのは、里の皆さん、町民そろって心配しているわけですので、そういう皆さんも含めて、私はやる必要があるのではないかと。そういう形でやらないと、町民不在の検討委員会というような感じで、山で単独で動いている索道委員会、索道というような形になっちゃうような気がしますので、その点を再度、ちょっとお聞きしたいと思っております。

議長（滝沢寿美雄君）小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） 今までの議論の中で、ちょっと延長でおっしゃっていると思うんですが、今回の改善委員会の諮問というのは、当初観光課あるいは観光協会、それからルミエールさん、それから池の平ホテルさんから、それぞれ索道事業に関する改善計画というのを出されているんです。出していただいたんですね。それらを取りまとめた改善案に対して、実はそれを町民的な皆さんということで、広くそれに対して諮問をさせてもらったんですが、ところが口を開けたら、その索道事業だけではないところまで、今及んでいるということで、橋本さんなんか非常に話が大きくなっているんですけれども、最初の出発が索道事業の改善ということでスタートしたところが、今の先ほどの委員ということなんです。それを、今課長のほうも、話が大きくなっているんで、今後は少し時間がかかるかなというようなニュアンスの話を、今回答せてもらったということですよ。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで、笹井教育次長より発言を求められておりますので、発言を許可します。笹井教育次長。

教育次長（笹井伸一郎君） 先ほどの橋本議員さんのご質問の件でございますけれども、当初、田中からのバスにつきましては、63 人を予定していたということでございます。先ほど、ちょっと私も現在の利用者ということで数字を申し上げましたが、こちらのほうもちょっと違っておまして、訂正をお願いしたいんですが、63 人を見込んだところ、現在 45 人の生徒の利用ということでございます。小諸につきましても同様なんですが、13 人を見込んだところ、現在 8 人の生徒の利用者ということで、こちらのほうも、先ほど申し上げました利用者の数も違っておますので訂正をお願いしたいと思いますけれども、そういう状況でございます。よろしく願いをいたします。

◎日程第 34 陳情第 1 号～日程第 36 陳情第 3 号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第 34 陳情第 1 号 安心して介護が受けられる介護サービスの充実を願う陳情から、日程第 36 陳情第 3 号 中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書（案）の採択を求める陳情書までの 3 件について、ご意見をお持ちの方の発言を許可します。ご意見はございませんか。

〔(なし) の声あり〕

これで意見はなしということで、これで意見を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案及び陳情については、お手元に配付しました議案付託表及び請願・陳情文書表のとおり、各常任委員会及び予算特別委員会へ付託したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」 の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表及び陳情文章表のとおり、各常任委員会及び予算特別委員会へ付託することに決定しました。

◎日程第 37 議案第 35 号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第 37 議案第 35 号 川西保健衛生施設組合同規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。小宮山町長。

町長（小宮山和幸君） それでは、川西保健衛生施設組合同規約変更について、提案理由の説明を申し上げます。

川西赤十字病院は、川西地域の基幹病院として、急性期患者から慢性疾患の者まで幅広く受け入れている、地域になくてはならない重要な医療機関でございます。近年、地域人口の減少等によりまして、その運営状況は厳しさが増しており、今般、川西赤十字病院から川西地域自治体に財政支援を求められました。安定した病院運営がこの地域にとり大切であるとの認識の中で、これまで施設整備等に助成をしておりました川西保健衛生施設組合の枠組で人口と患者数を勘案した割合で財産支援をしまいたく、組合同規約の変更をお願いするものであります。詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君） 羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君） 朗読し、説明いたします。

議案第 35 号 川西保健衛生施設組合同規約の変更について。

川西保健衛生施設組合同規約（昭和 39 年 2 月 28 日長野県指令 39 地第 122 号許可）を別紙のとおり変更したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 25 年 3 月 8 日提出、立科町長小宮山和幸。

1 枚おめくりください。

川西保健衛生施設組合同規約の一部を改正する規約

川西保健衛生施設組合同規約（昭和 39 年 2 月 28 日設立）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項第 4 号中「佐久市 66 パーセント、東御市 12 パーセント、立科町 22 パーセントの割合で」を「次に定めるところにより組織市町が」に改め、同号に次のように加える。

ア、病院及び母子健康センターの施設管理に係る経費、東御市 12 パーセント、佐久市 66 パーセント、立科町 22 パーセントの割合とする。

イ、病院の運営に係る経費、東御市 10 パーセント、佐久市 66 パーセント、立科町 24 パーセントの割合とする。

この内容につきまして、病院への運営費補助について、平成 25 年度より組合参加、3 市町により補助金 8,000 万円の支出を予定しております。その補助金の分担割合については、施設管理に係る経費として、既定の分担割合がございましたが、今回、運営費補助を新たに始めることとして、経費についての分担割合を定めたものであります。従来分の施設管理に関するものは、そのまま据え置き、今回新たに運営費補助をする分につき、分担割合を、平成 19 年度から 23 年度の過去 5 カ年の実績から、利用者の 50%と人口の 50%の割合により算出したものであり、東御

市 10%、佐久市 66%、立科町 24%に改正するものでございます。

附則の施行日ですが、この規約は平成 25 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔(なし) の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔(なし) の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案の採決を行います。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」 の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第 35 号 川西保健衛生施設組合規約の改正については、原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会とします。ご苦労さまでした。

(午前11時05分 散会)